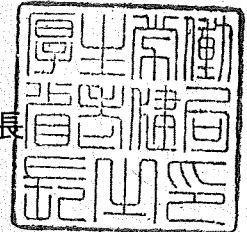




老発 0806 第 1 号
平成 22 年 8 月 6 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長



地域支援事業の実施について

標記の事業については、平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 22 年 8 月 6 日より適用することとしたので通知する。

ついては、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするとともに、管内市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。